相続の問題でお悩みでしたら

「何を準備すればいいの?」 「手続きは?」 「相続税が心配」

まずはお気軽にご相談ください。

相続税申告までの流れ

死亡により相続の開始

四十九日

相続手続き開始

4ヶ月

亡くなった方の所得税申告と納税

10ヶ月以内に相続税の申告と納税

遺産分割協議

強力なサポート体制でご支援致します。

親身になってお話を伺いスペシャル・チームで 皆様をサポートいたします。

□沖田 豊明 税理士・不動産鑑定士

□飯野 茂	司法書士	□木村	峻郎	弁護士
口丹 修三	司法書士	□齋藤	燃光	弁護士
		口松本	隆	弁護士
		口村松	宏樹	弁護士

料金体系のご案内

相続税は遺産が相続税の基礎控除を超える場合に納税が発生しますので、まずは相続税の申告が必要となるかどうかの判定をしてみましょう。

当事務所では調査・判定のご相談も承っております。

33,000円(税込み)~

財産総額	申告料金目安		
1 億円	約80万円(税込み)		
1.5億円	約115万円(税込み)		
2 億円	約150万円(税込み)		

※財産内容によって多少異なります。このほか、別途お見積りも可能ですのでお気軽にお問い合わせください。